

## 令和4年度 映画及びドラマ ロケ感染症対策費用助成金のご案内

感染症予防対策費の一部を助成します!!

岡山県フィルムコミッション協議会（以下「協議会」という。）では、ウィズコロナ時代において、映画やドラマの撮影現場の安全・安心を確保するためにも、感染症予防対策に必要な経費の一部を助成します。

- 1 助成金額：1作品あたり上限1,000,000円 ※1万円未満切り捨て
  - 全編岡山ロケの場合：助成対象経費の2/3
  - 一部岡山ロケの場合：助成対象経費の1/2
- 2 交付対象期間：令和5年3月10日（金）実施分まで  
ただし、予算を全額執行した場合は、年度途中であっても助成を終了します。（終了した場合は、協議会公式サイトで告知します。）
- 3 対象経費：① 感染症対策用品購入費又はレンタル費（消毒液、不織布マスク、体温計、アクリル板等）※単価10万円以上のものは除く  
② 感染症に関わる検査費及び検査キット購入費（PCR検査等）  
③ ロケ現場への看護師及び保健福祉士等の派遣費用
- 4 交付対象者：岡山県内で映画又はドラマ等のロケ撮影を行い、下記要件を満たす制作会社
- 5 要件：
  - (1) 下記のいずれかに該当していること。
    - ① 配給元が確定しており、一定期間上映される映画であること。
    - ② 全国的な規模で放送を予定しているドラマであること。
    - ③ 大手動画配信サービス等での配信を予定している映画又はドラマであること。
  - (2) 県内での延べ宿泊数が50泊以上を伴うロケを行うこと。
  - (3) 政治的又は宗教的宣伝意図を有していないこと。
  - (4) 反社会勢力と関係のある事業者が制作に関わっていないこと。
  - (5) 公序良俗に反する内容でないこと。
  - (6) 特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションが策定した「ロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の順守を誓約すること。

裏面へ

- 6 申請手続：申請に必要な書類：助成金交付申請書・ロケ支援依頼確認書・  
企画書・スケジュール・購入品目が明記された  
領収書・暴力団排除に関する誓約書・  
新型コロナウイルス感染予防対策実施誓約書  
申請期限：ロケ終了後20日以内  
提出先：岡山県フィルムコミッション協議会（岡山県観光連盟内）

【お問合せ先】岡山県フィルムコミッション協議会 担当：妹尾（せのお）

〒700-0822 岡山県岡山市北区表町 1-5-1 岡山シンフォニービル 2 階（岡山県観光連盟内）

TEL:086-201-0245 FAX:086-231-5393 E-mail:senoo@okayama-kanko.jp

公式サイト：<https://www.okayama-kanko.jp/fc/>

## 映画及びドラマ ロケ感染症対策費助成金交付要綱

### (通則)

第1条 岡山県フィルムコミッション協議会（以下「協議会」という。）が実施する、映画及びドラマ ロケ感染症対策費助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 岡山県内で実施される映画及びドラマのロケーション撮影（以下「ロケ」という。）に係る感染症対策費に対して一部を助成することにより、映画及びドラマのロケ現場での撮影関係者及び地元住民等の感染症に対する安全・安心を確保することを目的とする。

### (交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、企画及びロケについて申請の時点で次の各号の条件をすべて満たす映画又はドラマのロケを実施する事業者とする。

一 下記のいずれかに該当していること。

- (1) 配給元が確定しており、一定期間上映される映画であること。
- (2) 全国的な規模で放送を予定しているドラマであること。
- (3) 大手動画配信サービス等での配信を予定している映画又はドラマであること。

二 県内での延べ宿泊数が50泊以上を伴うロケを行うこと。

三 政治的又は宗教的宣伝意図を有していないこと。

四 反社会勢力と関係のある事業者が制作に関わっていないこと。

五 公序良俗に反する内容でないこと。

六 特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション（以下「JFC」という。）が策定した「ロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の順守を誓約すること。

### (助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、当該年度の4月1日3月10日までとする。

### (助成対象費用及び交付額)

第5条 助成金の対象となる費用は、次項に掲げるものとし、交付額については、全編岡山ロケの場合は、助成対象経費の2/3、一部岡山ロケの場合は助成対象経費の1/2の実費金額（1万円未満切り捨て）で、一作品100万円を上限とする。

- (1) 感染症対策用品購入費又はレンタル費（消毒液、不織布マスク、体温計、アクリル板等）※単価10万円以上のものは除く
- (2) 感染症に関わる検査費及び検査キット購入費（PCR検査等）
- (3) ロケ現場への看護師及び保健福祉士等の派遣費用

### (助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、ロケ終了後

20日以内に、以下の各様式の種類と添付資料を添えて協議会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

なお、ロケ支援助成金を申請している場合は、次項に掲げる（2）～（5）の提出は不要とする。

- （1）映画及びドラマ 感染症対策費助成金交付申請書（様式第1号）
- （2）企画書
- （3）スケジュール
- （4）暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- （5）新型コロナウイルス感染予防対策実施誓約書（様式第3号）
- （6）購入及びレンタル等の領収書の写し（品名、単価、数量が明記されているもの。  
領収書で確認できない場合は、納品書や請求書、内訳書等と併せて提出すること。）
- （7）その他会長が必要と認める書類  
（助成金額の確定）

第7条 会長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは交付額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第4号）により事業者へ通知するものとする。

（交付認定の取消）

第8条 前条の規定により助成金の交付認定を受けた申請内容に変更が生じ、第3条に掲げる項目を満たさない場合は、交付認定を取消すものとする。

（助成金の支払）

第9条 助成事業者は、第7条の規定による通知を受けた後、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（様式第5号）を会長へ提出するものとする。

二 会長は、前項の規定により助成事業者から請求書の提出を受けたときは、助成事業者へ速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第10条 助成事業者は、この要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に交付された助成金を会長へ返還するものとする。

（助成金の交付限度）

第11条 本要綱による助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

岡山県フィルムコミッション協議会会長 殿

## 映画及びドラマ ロケ感染症対策費助成金交付申請書

映画及びドラマ ロケ感染症対策費助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、助成金の対象となる映像を完成させるとともに、当該完成した映像を放映・公開することを確約いたします。

記

作 品 名 \_\_\_\_\_  
全編岡山ロケ作品 ・ 一部岡山ロケ作品

申 請 者 所 在 地 〒 \_\_\_\_\_  
事業者名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

《添付書類》

- (1) 企画書
- (2) スケジュール
- (3) 暴力団排除に関する誓約書【様式第2号】
- (4) 新型コロナウイルス感染予防対策実施誓約書【様式第3号】
- (5) 購入及びレンタル等の領収書の写し

## 暴力団排除に関する誓約書

当社又は当団体は、別紙の確認事項を確認した上で、次のことを誓約いたします。  
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

### 記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
  - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
  - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県フィルムコミッション協議会会長 殿

所在地

事業者名

代表者名

⑩

別紙 確認事項

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6) 略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5) 略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) 略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)～(14) 略
- (15) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等を行うことを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

- (16)～(20) 略

ロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策実施誓約書

所属会社名

所属先住所：〒

撮影現場責任者および連絡先：

作品名 \_\_\_\_\_ のロケ撮影に際し、特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションが策定する「ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の内容に基づいた以下の対策を責任をもって行うことを誓約する。また、以下のすべての内容につき確認が取れなければ、撮影支援が受けられない場合があることを承諾する。

1. 撮影現場において

- 感染対策のための消毒などを行う衛生管理者（係）を撮影現場に設置する。
- 撮影現場では社会的距離（最低でも1メートル以上）を、可能な限り確保することを徹底する。
- 撮影現場責任者は岡山県フィルムコミッション協議会（以下「貴協議会」）や地元関係者と連絡を取りあう。
- マスクの着用や手洗いを徹底する。
- 撮影関係者の検温結果の確認を徹底する。
- 撮影関係者の撮影中の行動を確認・管理する。
- 撮影現場の消毒が徹底されている。
- ロケセットや施設内など屋内においては、原則、自治体が定めるイベント開催の人数制限を守る。
- 撮影現場への車両での移動は、1台における乗車人数を最小限にする等社会的距離を確保するための感染防止対策を講じる。また、必ず換気をしながら移動する。
- 宿泊を伴う場合は、一人一部屋を確保している。
- 全ての食事はケータリング形式ではなく、一個ずつパッキングされたものを提供する。
- 食事を扱う従事者は、事前に手洗いや手指消毒を済ませ、マスクと手袋を着用する。
- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋を着用し、終了後は手洗い、消毒を徹底する。
- ゴミは、衛生管理者（係）の下、撮影関係者がロケ地のルールに従い処分する。
- ロケ撮影の際、通行人、見学者が密にならないよう配慮を徹底する。
- 撮影終了後は、事前に貴協議会と協議した上で、映像製作者の責任において、撮影現場の消毒、清掃を行う。
- エキストラの募集は最小限に留め、感染症予防対策を確実に行うとともに、エキストラの連絡先や身元の管理を行う。

2. 感染が疑われた場合の対処

- 感染が疑われる者が出た場合、直ちに隔離を行うとともに、必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とする。また、共有した物などを消毒するとともに、必ず貴協議会等へ連絡する。
- 自宅療養することとなった者は、毎日健康状態を確認し、症状改善から最低48時間の経過期を経るまでは撮影に参加させない。
- 感染が確認された場合、直ちに撮影を中断し、保健所等の指示に従う。



令和 年 月 日

様

岡山県フィルムコミッション協議会  
会 長 石 井 雅 之

### 助 成 金 交 付 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付申請のありました映画及びドラマ ロケ感染症対策費助成金について、  
次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

交付決定額	円
特記事項	

## 助 成 金 請 求 書

令和 年 月 日付で、交付決定のあった映画及びドラマ ロケ感染症対策費助成金について、次のとおり請求します。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

令和 年 月 日

岡山県フィルムコミッション協議会会長 殿

所在地

事業者名

代表者名

上記請求額を次の振込先へお振込みください。

金融機関名	銀行	支店
預金種別・口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号：
フリガナ ※必ず記入ください		
口座名義		

※振込先口座は申請者と同一名義に限る。